

# 周南市東京圏在住者テレワーク移住支援金

東京圏から本市への移住促進を図るため、テレワークによる「転職なき移住」を実現される方を対象に支援金を交付します。

**単身世帯** 60万円  
**2人以上の世帯** 100万円

更に

**子育て世帯は18歳未満の子ども1人につき  
100万円 加算** (予算の範囲内による)

移住支援金の主な要件（詳細は市ホームページをご確認下さい）

## 1. 対象となる方(下記の要件を全て満たす方)

- ①移住前の10年間のうち、通算5年以上『東京23区に在住』又は『東京圏※に在住し、東京23区へ通勤』をしていた方
- ②移住直前に、連続して1年以上『東京23区に在住』又は『東京圏※に在住し、東京23区へ通勤』をしていた方

※東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県のうち、条件不利地域を除いた区域を指します(詳しくはお問い合わせ下さい。)

## 2. 支援金支給の要件

- ①令和6年4月1日以降に転入しており、申請の段階で、転入した日から起算して1年以内であること
- ②周南市に5年以上継続して居住する意思があること

※申請のあった日から、5年未満で市外へ転出した際には、補助金の返還を求めます。

## 3. テレワークに関する要件

- ①所属先企業等からの命令ではなく、自らの意思により移住したこと
- ②本市を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと

周南市役所 地域振興部 移住交流推進課

問合せ

〒745-8655 周南市岐山通1-1

(詳しくはこちら→)

TEL : 0834-22-8341 | E-mail : ijukoryu@city.shunan.lg.jp

